

令和5年度 低所得の子育て世帯

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)



1 支給対象者

※対象児童について、ひとり親世帯分の給付金又は他自治体でこの給付金を既に受け取った方を除く

①又は②の方

① 令和4年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金<ひとり親世帯以外分>)の支給対象者であった方

【申請不要】

② 「2 対象児童」を養育する方で、令和5年度住民税均等割が非課税の方又は令和5年1月以降の家計が急変し住民税非課税相当の収入となった方**【申請必要】** ※①の方を除く。

◇ 給付金の支給手続きは裏面をご確認ください。

2 対象児童

■ 2005年(平成17年)4月2日(特別児童扶養手当支給対象児童は2003年(平成15年)4月2日)から2024年(令和6年)2月29日までに生まれた児童

3 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都や区、こども家庭庁(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください!

4 給付金の支給手続き

① 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給対象者であった方は、**申請不要**で給付金を受け取ることができます。

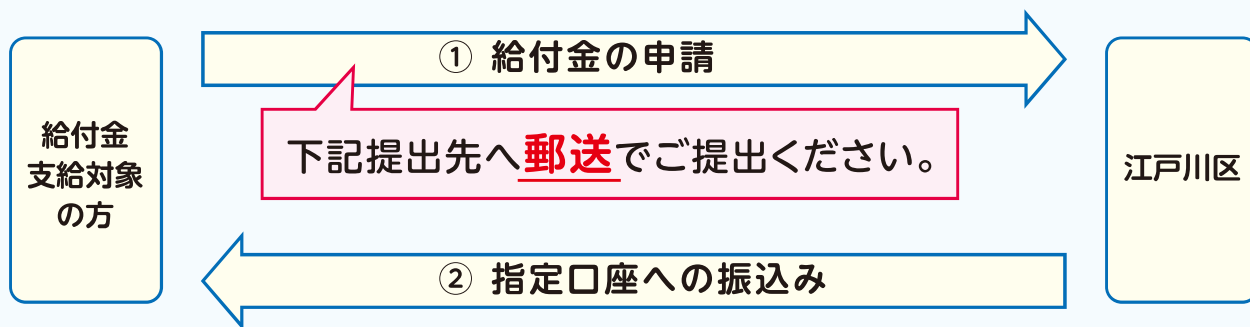
対象者には給付金支給事前通知を送付します。

- ▶ 令和4年度に実施した、「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を支給した口座に振り込みます。
- ▶ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否の届出書を区へご提出ください。

② ①以外の方…給付金を受け取るには**申請が必要**です。

申請受付期間 **令和5年6月1日～令和6年2月29日(消印有効)**

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに下記提出先へ**郵送**でご提出ください。
- ▶ 申請書は下記お問い合わせ先へ請求してください(申請書、料金受取人払の封筒をお送りします)。なお、区ホームページからもダウンロードできます。
- ▶ 申請内容の**審査後**、支給を決定した方に給付金を振り込みます。



支給を決定した方には給付金支給通知を送付します。

お問い合わせは<担当・提出先>

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区子ども家庭部児童家庭課

「子育て世帯生活支援特別給付金」担当

コールセンター：03(5662)9029 (平日9時～17時)

給付金について
(区のホームページ)

